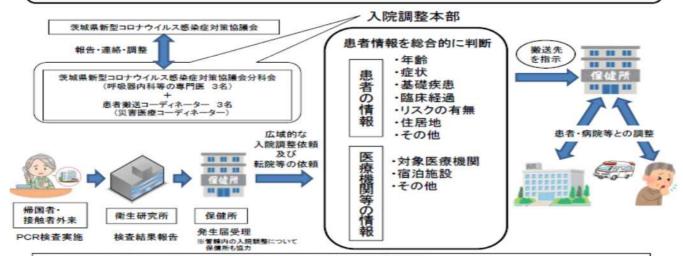
「新型コロナウイルス関連感染症:第26報」

茨城県新型コロナウイルス感染症対策協議会入院調整本部の設置等について

新型コロナウイルス感染者の爆発的な増加が発生した場合において、患者の受入れ調整及び搬送調整業務に適切に対応するため、茨城県新型コロナウイルス感染症対策協議会の下部組織として「茨城県新型コロナウイルス感染症対策協議会入院調整本部」を設置するとともに、無症状者・軽症者の自宅療養等を進めていく体制を整備していくこととなりました。

茨城県新型コロナウイルス感染症対策協議会入院調整本部の概要

目的:各保健所で行っている入院調整を県庁に一元化することにより,症状に適した医療機関への入院調整 をスムーズに行い,患者の適切な医療につなげる。



- 患者の重症度に応じ、速やかに適切な医療を提供する。
- 複数の保健所からの入院依頼による、医療機関内の混乱を解消する。
- 保健所圏域による医療資源の格差の解消。
- 妊産婦・透析患者・精神疾患等の専門治療が必要な患者への適切な対応を可能にする。

無症状者・軽症者の療養体制について

- 本県は, 感染源が分からない患者が継続的に発生する状況にはないが,
- 〇集団感染(クラスター)が断続的に発生しており、患者数が継続的に増加して いること や
- 〇現時点での入院医療提供体制の整備状況 等に照らし.
- <u>今後、入院治療が必要な患者がさらに増加する場合に備え、重症者の受入体制を強化する</u>必要がある。



- ○陽性の無症状者や軽症者については、重症化リスクや療養環境を考慮 しつつ宿泊施設や自宅での療養を積極的に活用する。
- 〇厚生労働省通知(※)を踏まえ、地域における軽症者等について、安静・ 療養を行うための宿泊施設を県で確保・提供する。
- ○宿泊施設における療養環境については、厚生労働省のマニュアルに基づき、適切に整備・運営する。(保健師または看護師の日中常駐、医師のオンコール対応、ICTツールも活用しつつ毎日の健康状態の把握等)

[※]令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の 軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」